

令和3年度保険料率について

1. 医療分の令和3年度平均保険料率

(1) これまでの議論の経緯

令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会における意見では、保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持に賛成する委員が大勢を占めていた（運営委員の主な意見は、令和2年12月18日の運営委員会に資料として提示。5頁参照）。

また、支部評議会においては、意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部は41支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている（6頁参照）。

インセンティブ制度については、支部評議会において意見書の提出なしが18支部。意見書の提出があった支部は29支部あり、そのうち、事務局の提案で了承との意見が23支部、その他意見が6支部あった。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分からとする。

③ インセンティブ制度について

5つの評価指標のうち3つの実績を補正し、インセンティブ分保険料率については予定どおり0.007%とする。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会 (29 年 12 月 19 日)

発言要旨

(理事長)

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんだこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分から持したいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほど申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のペースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であるとする。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてもどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部(13支部)	※()は昨年の支部数
意見の提出あり	41支部(34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部(2支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部(4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になると考える。
最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナ感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考え、2021年度の保険料率は現行を維持するべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込は、去年、保険料率を議論した際の見込の数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化してほしい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持すべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考えている。
- 保険料率は現行を維持すべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。

インセンティブ制度について

〔検討の背景〕

これまでの経緯について

インセンティブ制度については、5つの評価指標により、支部ごとの実績を評価することとされており、また、インセンティブ分の保険料率については、健康保険法施行令において、3年間で段階的に導入することとされている。

- ・平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
- ・令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
- ・令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%

①令和元年度実績の評価方法

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げることに、前回の運営委員会です承された。

《インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法》

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

②令和2年度実績の評価方法

一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、協会が行う特定健診・特定保健指導等の取扱いに地域差が生じていることを踏まえ、令和2年度実績の評価方法等を検討する必要がある、前回（11月25日開催）の運営委員会において、「令和2年度のコロナの影響は大きく、令和2年度実績は単に実績を踏まえた補正ではなく、根本的な評価の仕方あるいは、評価の有無について検討する必要がある」とのご意見を頂戴しているところ。

検討に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響が令和2年3月分のみであった令和元年度とは異なり、令和2年度においては、政府による緊急事態宣言が発令されたことにより、該当地域やそれ以外の地域によって特定健診・特定保健指導等の取扱いの差が生じたこと、新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言に伴い医療機関及び健診機関への加入者の受診控えが生じたことに留意する必要がある。

◀緊急事態宣言のこれまでの経過▶

日付	内容	対象地域
令和2年4月7日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 (期間：4月7日から5月6日)	7都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)
4月16日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更 (期間：4月16日から5月6日)	全都道府県
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）により、特定警戒都道府県の設定	13都道府県特定警戒都道府県 (北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)
5月4日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長 (期間：5月7日から5月31日)	全都道府県
5月14日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更 (期間：5月14日から5月31日)	8都道府県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)
5月21日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更 (期間：5月21日から5月31日)	5都道県 (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
5月25日	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言	全都道府県で解除

〔令和2年度実績の評価方法等（案）の検討〕

- こうした状況を踏まえ、今後、以下の論点について議論をしていただいた上で、最終的には、令和2年度実績を確認した上で、令和3年秋を目途に運営委員会において、令和2年度実績の評価方法等について結論を出していただく予定である。なお、健康保険法施行令等の変更が必要な場合は、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」などでの議論を踏まえて検討する必要がある。

<論点>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか。
- ② 令和2年度実績を令和4年度保険料率に反映する場合において、インセンティブ分の保険料率は、政令により、千分の〇・一（0.01%）に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか。

2. 運営委員会で公表した5年収支見通し(令和2年9月試算)と政府予算案を踏まえた収支見込の関係について

(1) 10月26日の評議会における5年収支見通しの提示

運営委員会において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んだ収支見通しにおいては、リーマンショック時の協会けんぽの適用情報の動向と直近の保険給付費の動向を基にした試算を行った。

(2) 政府予算案を踏まえた収支見込

今般、令和3年度の政府予算案が12月21日(月)に閣議決定されたことから、新たに、この政府予算案を踏まえた3年度の収支見込を作成した。この政府予算案には、協会けんぽへの国庫補助額が示されており、この額の算定の基となった保険給付費等の計数に基づいて都道府県単位保険料率を算定する必要がある。

(3) 政府予算案を踏まえた収支見込と運営委員会に提示した5年収支見通しについて

(2)の政府予算案を踏まえた収支見込については、(1)の10月26日評議会においてお示した試算(以下「協会試算」という。)における前提と比較して、被保険者数や標準報酬月額伸び率について高く見込んでおり、収入が多くなっていると同時に、医療給付費の伸びについてより高い前提をおいており、支出が多くなっている。

いずれにせよ、協会試算においてお示した見通しと同様に、3年度の収支見込が厳しいと見込まれる方向性が変わるものではないと考えている。

3. 政府予算案を踏まえた収支見込(令和3年度)の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度 群馬支部保険料率について

注) 端数処理のため、計数が整合しない場合があります。

第1号保険料 (群馬支部の医療費に係る部分)

調整前	5.1345%	医療給付費 (群馬支部) ÷ 総報酬 (群馬支部) 78,643 (百万円) ÷ 1,531,639 (百万円)						
↓								
調整後	5.0364%	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年齢調整 (年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差)</td> <td style="text-align: right;">△0.0245%</td> </tr> <tr> <td>所得調整 (所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差)</td> <td style="text-align: right;">△0.0736%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">△0.0981%</td> </tr> </table>	年齢調整 (年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差)	△0.0245%	所得調整 (所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差)	△0.0736%	計	△0.0981%
年齢調整 (年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差)	△0.0245%							
所得調整 (所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差)	△0.0736%							
計	△0.0981%							

共通保険料率 (高齢者医療制度への支援金等に係る保険料率で全国一律の部分)

共通	4.7053%	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平均保険料率</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>第1号平均保険料率</td> </tr> <tr> <td>10.0%</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>5.2947%</td> </tr> </table>	平均保険料率	-	第1号平均保険料率	10.0%	-	5.2947%
平均保険料率	-	第1号平均保険料率						
10.0%	-	5.2947%						

精算分保険料率 (令和元年度 医療給付費の精算に係る保険料率)

精算分	0.0872%	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>R1年度収支差</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td>総報酬 (群馬支部)</td> </tr> <tr> <td>1,335 (百万円)</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td>1,531,639 (百万円)</td> </tr> </table>	R1年度収支差	÷	総報酬 (群馬支部)	1,335 (百万円)	÷	1,531,639 (百万円)
R1年度収支差	÷	総報酬 (群馬支部)						
1,335 (百万円)	÷	1,531,639 (百万円)						

インセンティブ反映

インセンティブ分	0.007%	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>インセンティブの加算額 (群馬支部)</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td>総報酬 (群馬支部)</td> </tr> <tr> <td>105 (百万円)</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td>1,531,639 (百万円)</td> </tr> </table>	インセンティブの加算額 (群馬支部)	÷	総報酬 (群馬支部)	105 (百万円)	÷	1,531,639 (百万円)
インセンティブの加算額 (群馬支部)	÷	総報酬 (群馬支部)						
105 (百万円)	÷	1,531,639 (百万円)						

群馬支部保険料率	A + B - C + D = 9.6615% → 9.66%	(※ R2年度 9.77%)
----------	--	----------------

全国における群馬支部の位置

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

群馬支部 →

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化（暫定版）

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

群馬支部 →

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

令和3年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

(参考) 1カ月の負担額 標準報酬月額30万円 (群馬支部の令和元年度の平均) で試算

■介護なし (40歳未満及び65歳以上の被保険者)

年度	保険料率	保険料月額 (全額)	保険料月額 (折半額)
令和2年度	9.77%	29,310円	14,655円
令和3年度	9.66%	28,980円	14,490円
対前年度比		-330円	-165円

$$\text{保険料額} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

$$28,980\text{円} = 300,000\text{円} \times 9.66\%$$

■介護あり (40歳以上65歳未満の被保険者)

年度	保険料率	保険料月額 (全額)	保険料月額 (折半額)
令和2年度	健康保険 9.77% 介護保険 1.79%	34,680円	17,340円
令和3年度	健康保険 9.66% 介護保険 1.80%	34,380円	17,190円
対前年度比		-300円	-150円

$$\text{保険料額} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

$$34,380\text{円} = 300,000\text{円} \times 11.46\%$$

群馬支部保険料率の推移

	全国平均	群馬支部	
S30.07	6.50%	—	政府管掌健康保険
S35.04	6.30%	—	
S41.05	6.50%	—	
S42.09	7.00%	—	
S48.11	7.20%	—	
S49.12	7.60%	—	
S51.11	7.80%	—	
S53.03	8.00%	—	
S56.04	8.40%	—	
S56.12	8.50%	—	
S59.04	8.40%	—	
S61.04	8.30%	—	
H02.04	8.40%	—	
H04.05	8.20%	—	
H09.10	8.50%	—	
H15.05	8.20%	—	総報酬制 導入（実質0.7%増）
H20.10	8.20%	8.20%	協会けんぽ 発足（全国健康保険協会管掌健康保険）
H21.10	8.20%	8.17%	都道府県単位保険料率 導入
H22.04	9.34%	9.31%	
H23.04	9.50%	9.47%	
H24.04	10.00%	9.95%	
H25.04	10.00%	9.95%	
H26.04	10.00%	9.95%	
H27.05	10.00%	9.92%	
H28.04	10.00%	9.94%	
H29.04	10.00%	9.93%	
H30.04	10.00%	9.91%	
H31.04	10.00%	9.84%	
R02.04	10.00%	9.77%	
R03.04	10.00%	9.66%	

今後の運営委員会、支部評議会について

令和3年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/26</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 定款変更について〈付議〉 （令和3年度都道府県単位保険料率等の決定） </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 2/25 予備日 </div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/17</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 令和3年度事業計画・予算の決定 〈付議〉 </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 支部長からの 意見の申出 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 令和3年度都道府県単位 保険料率 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 令和3年度支部事業計画 ・ 令和3年度支部保険者機能強化予算 </div>		
群馬支部		<div style="text-align: center;"> 保険料率の広報等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、メールマガジンでの広報 ・ 関係団体への広報依頼 ・ 事業主、加入者へお知らせの送付 	
(備考) 国		保険料率 の認可等	事業計画、 予算の認可等

※ 運営委員会の議題については、令和2年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。